

令和7年度 農業生産活動等の実施状況

農業生産活動等として取り組むべき事項	取組協定数
1 農用地に関する事項	
①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等により利用権の設定等や農作業の委託を行う。	18
②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。	0
③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈、防虫対策等の保全管理を行う。	0
④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。	18
⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。	0
⑥限界的農用地については、林地化等（そのための買い上げを含む。）を行う。	0
⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。	0
⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手を確保する。	0
⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。	0
⑩その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑へ）等）	18
2 水路・農道等の管理	
水路	18
農道	18
その他	0
3 多面的機能を増進する活動	
①農地と一体になった周辺林地の下草刈り等を行う。	18
②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。	0
③景観作物を作付ける。	0
④土壌流亡に配慮した営農を行う（当高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。	1
⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。	0
⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）	0
⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。	0
⑧粗放的畜産を行う。	0
⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付等を行う。	3
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	取組協定数
ネットワーク化計画の作成	
①ネットワーク化計画の作成	11